

令和 7 年度

第 1 回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和 7 年 4 月 11 日 (金)
開会 13 時 40 分 閉会 14 時 34 分

場 所 教育委員室

令和 7 年度
第 1 回大分県教育委員会

【議　事】

(1) 報　告

- ① 令和 7 年度大学入試結果について
- ② 令和 8 年度（令和 7 年度実施）教員採用選考試験実施要項について
- ③ 大分県教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成 17 年大分県条例第 64 号）の一部改正について

(3) 協　議

- ① 大分県社会教育委員の委嘱について
- ② 令和 8 年度（令和 7 年度実施）大分県教育庁等職員（学芸員）採用選考（案）について

【内 容】

1 出席者

教育長	山 田 雅 文
委 員 (教育長職務代理者)	高 橋 幹 雄
委 員	鈴 木 恵 惠
委 員	岩 武 茂 代
委 員	岡 田 豊 弘
委 員	藤 田 敦
事務局 理事兼教育次長	大 和 孝 司
教育次長	山 田 誠 司
教育次長	木 村 典 之
教育改革・企画課長	鈴 木 耕 平
教育人事課長	神 屋 貴 志
高校教育課長	小 野 和 正
社会教育課長	矢 野 修
文化課長	手 嶋 義 文
教育改革・企画課 総務企画監	和 田 博 幸
教育改革・企画課 課長補佐 (総括)	多 嶋 田 智
教育改革・企画課 主査	穴 見 ひとみ
教育改革・企画課 主任	高 橋 直 哉

2 傍聴人

6 名

開会・点呼

(山田教育長)

委員の出席確認をいたします。

本日は、全委員が出席です。

まず、令和7年度第1回目の教育委員会会議でもございますので、私から一言申し上げます。

(山田教育長)

教育委員の皆様におかれましては、本県教育の振興にご尽力を賜り、また、この教育委員会会議を通じて大変貴重なご指導を賜っておりますことに対し、心から感謝を申し上げます。

本年度は、新たな大分県長期計画、教育県大分創造プラン2025がスタートする実行元年です。一方で、教育を取り巻く情勢は常に変化しており、長期計画をベースに置きつつも、時代の変化に迅速・適格に対応していくかなければなりません。国の政策もここにきて、大きく変化しています。教職調整額の50年ぶりの引き上げや、高校の無償化、小学校給食の無償化など、大きな改革が一斉に始まろうとしています。

従来こうしてきたからという前例踏襲主義では、時代に取り残されてしまします。学校現場の状況や国の動きなど、常にアンテナを高く張って、柔軟な思考で絶えず必要な見直しや改革を行っていきたいと考えております。

また、今年度はいよいよ遠隔授業が本格的にスタートします。また、教員人材の確保や、増加するいじめ不登校対策、高校の定員割れ、夜間中学の開校準備など、課題は山積しています。不祥事が続く教職員の服務規律の保持も重要な課題と考えております。

今年度も、教育委員の皆様とともに、学校現場に積極的に足を運び、課題の把握につとめるとともに、総合教育会議等を通じて知事部局や市町村教育委員会とも緊密な連携を図りながら、教育行政の舵取り行っていきたいと考えております。

教育委員の皆様におかれましては、教育県大分の創造を目指して、引き続きご指導・ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本年度もよろしくお願ひいたします。

(山田教育長)

ただ今から令和7年度第1回教育委員会会議を開催します。

署名委員指名

(山田教育長)

議事録の署名については、藤田委員にお願いします。

会期の決定

(山田教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。

会議の終了は14時30分を予定していますので、よろしくお願いします。

議 事

(山田教育長)

始めに、会議は原則として公開することとなっていますが、協議第1号及び協議第2号は人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(採決) 全員挙手

(山田教育長)

協議第1号及び協議第2号は非公開といたします。

(山田教育長)

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【報 告】

① 令和7年度大学入試結果について

(2課〔教育改革・企画課、高校教育課〕入室)

(山田教育長)

まず、報告第1号「令和7年度大学入試結果について」高校教育課長から説明をしてください。

(小野高校教育課長)

令和7年3月に卒業した生徒の大学等の進学の状況を報告します。3月24日時点の数です。

まず1ページです。左上の「1」に概況をまとめていますが、その内容を「2」以降に記載していますので、それぞれの表をもとに説明します。

左下の「2 合格状況概要」をご覧ください。令和7年3月卒業生の状況を右端に示しており、今年度の卒業者数は6,465名でした。その下、中ほどの国公立大学の現役実数をご覧いただると、1,712名の生徒が合格していることがわかります。

これを割合で示したものが右上の「3 国公立大学現役合格率」ですが、今年度は26.5%であり、昨年度よりも1.4%増加し、記録が残る平成元年以降で一番高い数値となっています。次に、その下の「4 難関大学・難関学部合格者数」をご覧ください。この表の数は、過年度の卒業生を含んでいます。右下の令和7年3月の合計は271名となっています。左上の「1」にあるように、地域の普通科からの最難関大学、難関大学への現役合格者も出ており、特に高田高校と竹田高校から東京大学の合格者がいました。また、専門学科からも大学合格者が出ており、地域・学校それぞれの特徴に応じた学びが実践されています。久住高原農業高校から九州大学の合格者が出ています。

続きまして、2ページの資料をご覧ください。今年度の私立大学の状況については、関東の難関私立大学の合格者数が昨年度よりも増加しており、関西・福岡地区に関しても増加しています。また、地元私立大学合格者数は、大幅に増加し、700名を超えていました。なお、この資料も過年度の卒業生を含んでいます。

今年度実施された新課程の大学入試においても、昨年度に引き続き高い現役合格率を達成しました。これは、確実な知識・技能の習得を目指す授業に加え、探究的な学びを積極的に推進し、生徒の主体性を育む指導が一つの要因であると考えています。今後も、生徒一人ひとりの思考力、判断力、表現力を高め、生徒の進路実現をしっかりと支えていきます。

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(高橋委員)

難関大学について、大分大学医学部の数字はありますが、大分大学全体では何人ぐらい合格していますか。

(小野高校教育課長)

大分大学全体で合格者数が424名となっており、卒業生全体に対して6.56%です。令和3年度の合格者数が399名ということで全体に対して5.75%です。卒業生が500人程度減っている中で合格者が増えていますので、割合は高くなっています。

(鈴木委員)

久住高原農業高校の生徒さんの合格は、生徒本人も頑張ったと思いますが、先生方の努力も非常に評価されると思います。アドバイスが今の受験生に反映されるとよいと思います。

(小野高校教育課長)

おっしゃるように、非常によく頑張った成果だと思います。合格に至った経緯や努力したことなど、後輩たちにつなげてもらいたいと思います。

(岩武委員)

鈴木委員からありましたが、久住高原農業高校から九州大学農学部に、それも一般入試で合格したということは本当にすばらしいと思います。

難関大学の合格者が多い学校の先生は、やはり様々なノウハウを持っている中で指導されているのですが、おそらく久住高原農業高校の先生は農業の先生が中心だと思います。その中で、子供を盛り立てて、伴走型で一緒に頑張って、子供自身が進路目標達成できたことは、地方の学校でも模範になるすばらしいものだと思います。

ところで、私立大学合格者は関東も関西も増えています。受験者の数が増えているのでしょうか。

(小野高校教育課長)

例えば関東では、早慶MARCHの合格者の合計は、令和3年度が133名、令和7年度では130名です。ある意味少し数が戻ってきたという形になります。コロナ禍で少し止まってしまっていたわけですが、全体的に動きが戻ってきたということです。関東、関西、福岡も同様で、福岡については絶対数が多くなっています。

大分県内については、例えば別府大学が急増していますが、これは新たに看護学部が新設されたため、その分の上乗せで増加していると考えています。全体的には、やはりコロナの影響は非常に大きいと考えています。

(岡田委員)

現役合格率26.5%のうち、塾などに通っている割合はどれくらいですか。

(小野高校教育課長)

そこまで調べていません。ただ、例えば国東市や玖珠美山には公営塾があります。地域からの支援を受けて、学ぶ場を確保しながら、学校と両輪で成果を上げているところもあると思います。

(高橋委員)

別府大学に新設された学部について、大分県立看護科学大学と同じレベルの資格が取れるのですか。

(小野高校教育課長)

私立大学で大分県初ということですが、同レベルということを聞いています。

(高橋委員)

わかりました。学部は6年か又は4年ですか。

(岩武委員)

大学院で2年です。

(高橋委員)

わかりました。よい生徒が育つことを期待します。

(藤田委員)

久住高原農業高校の話は好事例だと思いますが、先生方の中で、優れた指導をされた先生が個別にいて、よい習慣をつくることがありますか。

(小野高校教育課長)

先ほどから久住高原農業高校の話が話題に上がっていますので、少し紹介します。この生徒は課題研究の中でスマート農業を研究しています。地域に出て、若手の農家の方やベテランの方に話を聞いたりしながら、本当にニーズに合ったスマート農業のあり方を研究しています。当然、学力・意欲も高いですが、大学に入るという進路に対して指導してきた先生方のノウハウを活かせるよう、アグリ創生塾などで、様々な進学者希望者を集めながら、県内で波及していくというような取組みをしていますし、今後も進めていきたいと考えています。

② 令和8年度（令和7年度実施）教員採用選考試験実施要項について

（2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室）

(山田教育長)

次に、報告第2号「令和8年度（令和7年度実施）教員採用選考試験実施要項について」教育人事課長から説明をしてください。

(神屋教育人事課長)

3月に2度のご協議をいただいた「令和8年度大分県公立学校教員採用選考試験」の「実施要項」が、お手元の「黄色」の冊子のとおりにまとまりました。

先日4月1日に大分県教育委員会のホームページで公表するとともに、県内外の各所に実施要項の配布を依頼し、2日には報道発表を行っています。

お手元に配布している「募集案内」と併せて、県内外の大学に配布し、試験内容の周知を図るとともに受験者数の確保につなげたいと考えています。

また、実施要項についての説明や大分の教員の魅力を伝えるため、オンライン形式による説明会を来週月曜日より5回実施します。

さらに、X及びInstagram等SNSを活用したWeb広告による情報発信、他の自

治体、県内の福祉関係団体、障がい者スポーツ協会等への実施要項の配布などにより、出願者確保のためのPRに努めたいと考えています。

以上、公立学校教員採用選考試験について報告します。

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありますか。

(鈴木委員)

民間企業の採用活動が早期化する中、教員採用試験のさらなる早期化も含めて受験者が民間企業に流れないように考えてはどうでしょうか。

(高橋委員)

今年度より大学3年生が受験できるようにしていますが、こちらは教員免許状を取得後に採用するという認識でよいですか。

(神屋教育人事課長)

大学3年生は、今年度第1次試験のみ受験可能としており、合格すれば次年度第1次試験を免除して第2次試験から受験できるようにしています。これにより、教職課程を学ぶ大学生には早期に教職に対する意識づけを図りたいと考えています。

(高橋委員)

特別支援学校教諭についても受験資格の緩和を行っていますが、具体的にはどのような緩和を行ったのですか。

(田中課長補佐〔教育人事課〕)

これまで、特別支援学校教諭は小中高いいずれかの教員免許状に加えて特別支援の教員免許状を必要としていました。その資格要件を緩和し、特別支援の教員免許状を取得していない方も受験可能としました。これにより、特別支援学校教諭の出願者確保を図りたいと考えています。

(藤田委員)

試験に臨む受験者の姿勢に、真剣さが不足しているように感じます。オンライン説明会等の各場面で、受験者へ試験に向けた勉強は試験のためだけに行うものではなく、教壇に立った時に必要な能力を育成するために行うものであることを伝えてほしいと思います。

(岩武委員)

教員に求められる能力は、実際に教壇に立ってから育成されるものもあると思います。優秀な教員を確保するために、試験で何を測るべきなのかをこれまでの

結果等から分析し、今後の試験の見直しにつなげてほしいと思います。

(山田教育長)

他に、ご質問やご意見はありますか。

大切な教員の人材育成のためにも、情報発信を行い、一人でも多くの方に受験してもらえるよう精一杯努めたいと思います。

③ 大分県教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成17年大分県条例第64号）の一部改正について

(1課〔教育改革・企画課〕入室)

(山田教育長)

次に、報告第3号「大分県教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成17年大分県条例第64号）の一部改正について」教育改革・企画課長から説明をしてください。

(鈴木教育改革・企画課長)

報告第3号「大分県教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則の改正」の内容について説明します。

本来なら報告第3号の教育委員会規則の改正においては、教育委員会で協議し、議決していただくところですが、今回の改正は条例及び人事委員会規則の改正に伴ったものであり、日程の都合上、協議できなかつたため、「大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則」第3条第1項に基づき、教育長が臨時代理として処分しましたので、同条第2項に基づき、本委員会に報告します。

資料の30ページをご覧ください。

「大分県教育委員会の事務処理の特例に関する条例」において、県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理するとされているところ、同条例の施行規則においては、その対象事務の範囲として、県費負担教職員の扶養手当や住居手当等に関する事務が規定されているところです。

「（1）改正理由」及び「（2）改正内容」をご覧ください。今回、令和7年第1回定例県議会において、「職員の給与に関する条例」が一部改正され、これを踏まえ、人事委員会においても、「職員の給与の支給等に関する規則」の一部が改正されたところです。これにより、扶養手当の届出の受理について、これまで条例に基づいて行われていたものが、この規則に基づいて行われることとなりました。

これにあわせて、県費負担教職員の扶養手当の届け出の受理についても、条例ではなく、規則に基づいて行う必要があることから、「大分県教育委員会の事務処理の特例に関する条例」に規定されていた事務を施行規則に規定するため、所要

の改正を行ったものです。従って、市町村の事務自体には変更はありませんが、依拠するものが、条例から規則に変更されたということです。

なお、本規則の改正においては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第5項に基づき、市町村教育委員会との協議が必要とされているところ、これについては、すでに終了しています。

施行期日については、職員の給与の支給等に関する規則の施行日と合わせ、令和7年4月1日から適用するものです。

以上です。

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(山田教育長)

先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でその他、何かありますか。

(山田教育長)

では、非公開の議事を行いますので、傍聴人は退出してください。

【協議】

① 大分県社会教育委員の委嘱について

(2課〔教育改革・企画課、社会教育課〕入室)

(山田教育長)

まず、協議第1号「大分県社会教育委員の委嘱について」社会教育課長から説明をしてください。

(説明)

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえ、準備を進めています。

② 令和8年度（令和7年度実施）大分県教育庁等職員（学芸員）採用選考（案）について

（3課〔教育改革・企画課、教育人事課、文化課〕入室）

（山田教育長）

次に、協議第2号「令和8年度（令和7年度実施）大分県教育庁等職員（学芸員）採用選考（案）について」教育人事課長から説明をしてください。

（説明）

（山田教育長）

ご質問・ご意見はありますか。

（質問・意見）

（山田教育長）

他にありますか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえ、準備を進めています。

（山田教育長）

最後にその他、何かありますか。

（山田教育長）

それでは、これで令和7年度第1回教育委員会会議を閉会します。

ありがとうございました。